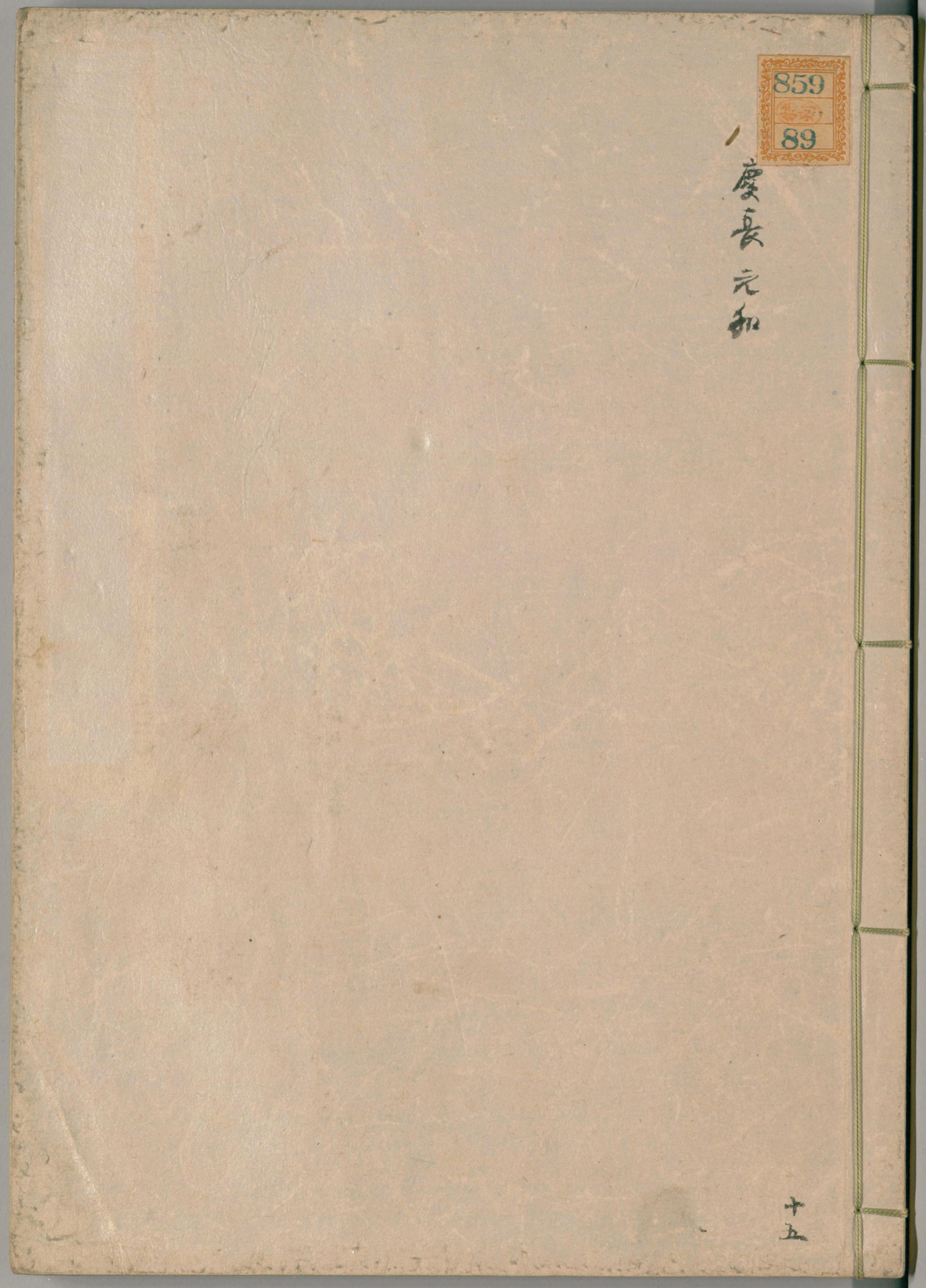
859
89

慶長元和

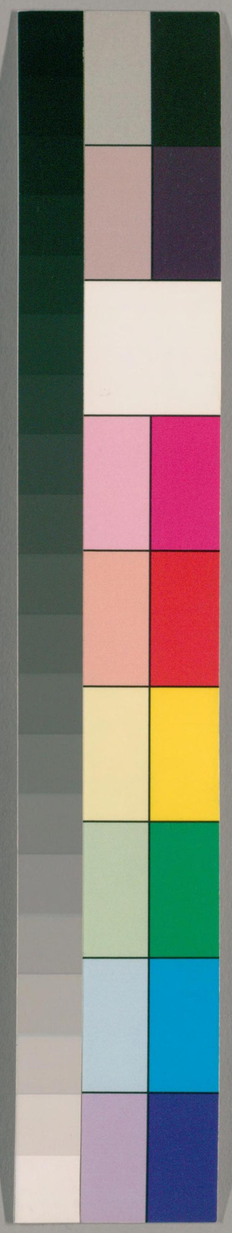

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

859-89

一

定

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

一

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

一 和撰乘あり[illegible]

一 右之外御為口付御雜濃志

有之志以月ゝ[illegible]

口付之事

已上

一 定

一 作[illegible]道[illegible]之事

秋之切米之内先ゝ張貳拾

同ゝ宛口[illegible]ゝ[illegible]可[illegible]

一 組頭之人ハ百石ニ百目宛之
銀子可借遣事
一 付利足之事
一 私中間之儀ハしかるへきものを
百姓ニ仕付可罷成ものに付而

貢等諸役時国ニ而相勤事ニ
候へハ此以来ハ私中間ニ
てきまへ可相続ニ仕候様
たとへハ代々庄屋ハ私中間之もの
ニ申合ハ其かまいなく可相宛事

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

宜敷之事

一 他国之衆与相対以縁辺
仕候ハヽ聞届不申候事

一 舟路之儀参会仕候とて
弁可致引取大風之節者不安
勝儀之上ニて可為分別之事にて
上下共ニ相改其上相究て
ニ而可申事

一 於先様石原様之儀伊豆之殿様
地頭之人之事者申以外一切無益

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

厳嶋御普請之時堀和泉守殿奉行に
被成候様にとの書付

覚

一 右普請入道具之儀、被仰付候而自然不足分
来年之普請ニ請持被成候仕
其の儀ハの外御陣普請門
前後一揆御文庫普請
付大坂御用之儀ともに普請

一 右普請之儀ハ一円御覚候ても不苦
請候儀仕度存候ても不苦候

何篇右同前ニ書ヘきる

一 ら百放に新しき花とくらしら

なるに此所ハ能上ましき也

しくし書結ハ無能ハ

のなり書ハ候来同東史宛

一 府綫ら書ハ

一 付ハ大坂ハ無能ハ

一 ら百放に新しくより能上也

一 ら花只とら百はらしら庭ら無

なる論ハ書結ハ無能ハ

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

一 十石 口 ちかゝ

一 廿石 口 ちよま

一 廿石 口 あちやこ

一 廿石 口 さい

一 廿石 口 いと

一 廿石 口 うめ

一 合卅百卅石

一 茶々女ニ被下置候也 卅石ハ内々被遣之 たいふの 中納言殿

一 十石 口 甲坂十兵衛

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

一 銀二貫五百目 [illegible]

一 口 拾五枚 神吾様[illegible]

以上

酉

卯月十七日

合

小袖拾八

[illegible]

[illegible]

[illegible]

銀四貫百四十五匁

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

一 吉川内藤人知行三万五千石證人
同名善之丞 歳廿九七門同名
[illegible]之為證人同名
六郎 歳廿五歳出[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

一 [illegible]方[illegible]
一 [illegible]知行六千石證人
[illegible]歳十七歳出[illegible]
[illegible]
一 [illegible]知行六千石證人

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

一

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

一　　
一　　
一　　
一　　
一　　

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

諸大名之手門船数付立
秀然御ゟ山本書

覚

一 九艘 松平籠家ゟ
一 五艘 丹羽略紀

一 八艘 塚屋帯刀
一 卸艘 古田兵部
一 長艘 大村丹後ゟ
一 長艘 市志大夫
一 三艘 若狭宰相

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

一 今新足分弐百石之事

一 已上六百石被遣之候

一 宗源弐百石地之事

一 休庵へ百石地之事

一 村上長寿之理申付而百石遣候

一 笠新之中石地可遣候之事

一 為此度めしよせ候よめ之事申段

一 下野之事浄百付候

一 當郡之事其外上下之事可不

一 此外之分長尾七百地之事

一 人者掃ニ[illegible]

一 此[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

いしくんの[illegible]

掃ニ[illegible]

[illegible]

一 三河[illegible]

一 岩[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

一 雖為百石以上之居所有之
所生者又者無之城中所使
者ゝらしき時ハ先ニ無かゝ子たゝ
御行遣ニ軍役閑のゝ御事
軍役御定之地百石ニ無之被

一 三田尻ハ大坂之軍役之石
六斗ゝられ定之事
一 常之所使之役ニ於 二級之
御ニ無御用中御ニ申し之居あるを
之者ニ無付之人計ゝ名源ニ大ハ

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

5955

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

859
89

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用